

モロッコのビジネス環境と日本企業の進出 (5年間のモロッコ勤務・生活体験を踏まえて)

モロッコ投資・輸出促進庁 日本アドバイザー 円福 静雄

1. 私の職歴とモロッコとの関わり

私は、1973年4月に三井物産(株)に入社、再雇用嘱託としての約2年間を含めた2013年3月迄、丁度40年間同社に勤務した。

この40年間の同社勤務の内、2011年6月～2013年3月迄の最後の約2年間は、モロッコ勤務であった。

2013年3月末に三井物産(株)を離れ、モロッコから日本に帰国した後、2013年8月にJICA（国際協力機構）と業務契約を締結、JICA 専門家として2013年9月から2016年12月末迄の約3年間、モロッコ政府機関のひとつである AMDI（Agence Marocaine de Développement des Investissements /モロッコ投資促進庁、現在はAMDIE /モロッコ投資・輸出促進庁に改編）に派遣され、モロッコの首都 Rabat 市内の AMDI 本部内で日本企業担当投資 Advisor として勤務した。

上記2度のモロッコ勤務は、いずれも家族帯同baseであり、前者の勤務ではCasablanca 市内に、後者の勤務では Rabat 市内に家族と共に居住した。

2017年1月初めの日本帰国後、AMDI から「日本で AMDI の Advisor（連絡係）として AMDI の日本企業のモロッコ向け投資誘致活動を手伝って欲しい」との依頼あり、これを踏まえて現在に至る迄、AMDI（現在はAMDIEと名称変更している）Advisor in Japan として日本企業の対モロッコ投資誘致活動に従事している。

又、同時に、個人営業のコンサルタントとして、日本企業のモロッコビジネスのお手伝いもしており、更に日本モロッコ協会の常務理事の一人として、日本・モロッコ両国間の友好関係促進のお手伝いもしている。

以上の通り、私は、2011年から2013年の約2年間に亘り、日本企業所属の労働者としてモロッコで勤務、モロッコの外国人労働者に対する諸制度（労働許可・滞在許可・税務・等）を実体験する機会を得た。

又、2013年から2016年の約3年間に亘っては、AMDI 内日本企業担当 Advisor として、日本企業のモロッコ進出の様子を身近で見る事ができ、又日本企業からみたモロッコのビジネス環境についても知識を得る事ができた。

そこで、この二つの体験・知見を踏まえて、以下を皆様に報告したいと思う。

2. 近年の日本企業の本モロッコ進出状況とモロッコの本外国企業（日本企業）受入環境

2.1 日本企業の本モロッコ進出状況

私が、2013年9月に JICA 専門家として AMDI に派遣された時点で、モロッコに進出済みであった日本企業の総数は33～34社程度と言われていた。

当時私が把握していたこれら日本企業は以下の表に示す通りである。

| 業種 | 番号 | 企業名 | 所在地 |
|------------|----|--|---------------|
| 商社 | 1 | 三菱商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 2 | 三井物産 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 3 | 伊藤忠商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 4 | 住友商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 5 | 丸紅 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 6 | 双日 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 7 | 大知ホールディングス Rabat 事務所 | Rabat |
| 製造業 | 8 | 住友電装 (SEWS CABIND MAROC) | Casablanca 近郊 |
| | 9 | 住友電装 (SE Bordnetze Marocco SEBNMA) | Tanger |
| | 10 | 住友電装 (SEWS MAROC) | Kenitra |
| | 11 | 矢崎モロッコ | Tanger |
| | 12 | 矢崎ケニトラ | Kenitra |
| | 13 | フジクラ (Fujikura Automotive Morocco Tanger) | Tanger |
| | 14 | フジクラ (Fujikura Automotive Morocco Kenitra) | Kenitra |
| | 15 | デンソー (Denso Thermal Systems Morocco) | Tanger |
| | 16 | タカタ (Takata Maroc) | Tanger |
| | 17 | YKK Maroc | Casablanca |
| | 18 | 第一三共/ランバクシー | Casablanca |
| | 19 | (株)ナサ (Bag Filter SARL) | Marrakech |
| 販売・マーケティング | 20 | 日清食品 (Nissin Maghreb) | Casablanca |
| | 21 | 本田技研工業 (Honda North Africa Office) | Casablanca |
| | 22 | ブリヂストン (Bridgestone Tire Sales Morocco) | Casablanca |
| | 23 | NEC (NEC Maroc Succursale) | Casablanca |
| | 24 | 富士フィルム (Fujifilm Morocco Office) | Casablanca |
| | 25 | 富士通 (Fujitsu Technology Solution) | Casablanca |

| | | | |
|-----|----|---|------------|
| | 26 | JT (JTI North Africa) | Casablanca |
| | 27 | 三井ハイテック カサブランカ事務所 | Casablanca |
| | 28 | ヤマハ発動機 | Casablanca |
| その他 | 29 | 電通ドライブ／広告代理店業 (Drive Dentsu) | Casablanca |
| | 30 | 日本工営ラバト連絡事務所 (建設コンサルタント業) | Rabat |
| | 31 | HIS／旅行代理店業 (Hide International Service Maroc) | Casablanca |
| | 32 | KSOUR VOYAGES／KSOUR TRANSPORT／旅行代理店業 | Ouarzazate |
| | 33 | Dear Morocco／モロッコ民芸品の日本向け輸出・販売業 | Marrakech |
| | 34 | マルハニチロ Agadir 駐在員事務所 | Agadir |

私が2016年12月末に、JICA 専門家として派遣された AMDI での日本企業担当 Advisor 業務を終えて日本に最終帰国する時点で把握していたモロッコ日本進出企業数は54社に増加しており、その顔ぶれは以下の表に示す通りである。

| 業種 | 番号 | 企業名 | 所在地 |
|-----|----|--|---------------|
| 商社 | 1 | 三菱商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 2 | 三井物産 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 3 | 伊藤忠商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 4 | 住友商事 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 5 | 丸紅 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| | 6 | 双日 Casablanca 事務所 | Casablanca |
| 製造業 | 7 | 住友電装 (SEWS CABIND MAROC) | Casablanca 近郊 |
| | 8 | 住友電装 (SE Bordnetze Marocco SEBNMA) | Tanger |
| | 9 | 住友電装 (SEWS MAROC) | Kenitra |
| | 10 | 住友電装 (SEWS-MFZ) | Kenitra |
| | 11 | 矢崎モロッコ | Tanger |
| | 12 | 矢崎ケニトラ | Kenitra |
| | 13 | 矢崎メクネス | Meknes |
| | 14 | フジクラ (Fujikura Automotive Morocco Tanger) | Tanger |
| | 15 | フジクラ (Fujikura Automotive Morocco Kenitra) | Kenitra |
| | 16 | デンソー (Denso Thermal Systems Morocco) | Tanger |
| | 17 | タカタ (Takata Maroc) | Tanger |
| | 18 | YKK Maroc | Casablanca |

| | | | |
|------------|----|--|------------|
| | 19 | (株)ナサ (Bag Filter SARL) | Marrakech |
| | 20 | ミツバ (Mitsuba Morocco) | Mohammedia |
| | 21 | 高砂香料 (STE Cananga) | Agadir |
| | 22 | 関西ペイント (Kansai Paint Morocco) | Tanger |
| | 23 | 古河電工 (Furukawa Electric Morocco) | Tanger |
| | 24 | AGC (AGC Automotive Induver Morocco) | Kenitra |
| | 25 | JTEKT (JTEKT Automotive Morocco) | Tanger |
| | 26 | アイダエンジニアリング (Aida Maroc) | Tanger |
| 販売・マーケティング | 27 | 日清食品 (Nissin Maghreb) | Casablanca |
| | 28 | ブリヂストン (Bridgestone Tire Sales Morocco) | Casablanca |
| | 29 | NEC (NEC Maroc Succursale) | Casablanca |
| | 30 | 富士フィルム (Fujifilm Morocco Office) | Casablanca |
| | 31 | 富士通 (Fujitsu Technology Solution) | Casablanca |
| | 32 | JT (JTI North Africa) | Casablanca |
| | 33 | 三井ハイテック カサブランカ事務所 | Casablanca |
| | 34 | ヤマハ発動機 | Casablanca |
| | 35 | マキタ (Makita Africa)／電動工具の流通基地 | Tanger |
| | 36 | シャープ (Sharp Casablanca Office) | Casablanca |
| | 37 | 日立建機 (Hitachi Construction Machinery (Europe) NV Morocco Office) | Casablanca |
| | 38 | アマノ(株) (Horoquartz SA Morocco Office) | Casablanca |
| | 39 | ディスコ(株) (Disco Hi-Tec Morocco) 精密加工装置の保守点検 | Casablanca |
| IT | 40 | NTT Data (Everis Centers Morocco SARL) | Tetouan |
| インフラ | 41 | SAFIEC (Safi Energy Company)／三井物産30%出資の Safi 石炭火力発電所事業体 | Safi |
| | 42 | Parc Eolien de Taza／三井物産26%出資の Taza 風力発電電力供給事業体 | 不明 |
| | 43 | Eolien Taza Service／三井物産40%出資の Taza 風力発電建設・操業・メンテナンスサービス会社 | 不明 |
| Mining | 44 | Atlas Tin／豊田通商20%, 日鉄鉱業5%出資参画予定の Kasbah Resources 社による錫開発 Project の事業体 | Meknes |
| その他 | 45 | 電通ドライブ／広告代理店業 (Drive Dentsu) | Casablanca |
| | 46 | 日本工営ラバト連絡事務所 (建設コンサルタント業) | Rabat |
| | 47 | HIS／旅行代理店業 (Hide International Service Maroc) | Casablanca |

| | | |
|----|--|------------|
| 48 | KSOUR VOYAGES/KSOUR TRANSPORT/旅行代理店業 | Ouarzazate |
| 49 | Dear Morocco/モロッコ民芸品の日本向け輸出・販売業 | Marrakech |
| 50 | マルハニチロ Agadir 駐在員事務所 | Agadir |
| 51 | Yashima Engineering | El Jadida |
| 52 | Mirai Tours Morocco/旅行代理店業 | Casablanca |
| 53 | 東京コンサルティングファーム (Tokyo Consulting Firm) | Casablanca |
| 54 | ILOLI/高級日本食レストラン | Casablanca |

私の約3年（2013年9月～2016年12月）に亘る AMDI 勤務期間中でも、太知ホールディングスや本田技研工業等の様に、モロッコの出先を閉鎖・移転した企業もあるが、それでも34社から54社へと20社程増加している。

更に、2017年1月以降本日（2019年7月末）迄の約2.5年の間に、私の知る限りでも、以下の日本企業が新たにモロッコ進出を決めており、一部は既に進出済みである：

- 日本通運/Nippon Express France S.A.S. Morocco Branch/所在地 Bouskoura (Casablanca 南方)
及び Nippon Express Tanger MED Logistic Center/所在地 Logistic Free Zone (Tanger)
- 丸善製茶/Maruzen Tea Morocco/所在地 Marrakech
- 三井物産/モロッコとセネガルで穀物・飼料・ブロイラーインテグレーションを行う Zalar Holding 社（本社所在地：Fez）に30億円出資参画
- 鳥取再資源化研究所/Tottori Resource Recycling Morocco/所在地 Agadir
- 三井金属 ACT/Mitsui Kinzoku ACT Tanger Maroc/所在地 Tanger
- 河西工業/Kasaikogyo Morocco/所在地 Tanger
- 東洋インキ/Toyo Ink North Africa/所在地 Casablanca

尚、(株)ミツバは、Mohammedia市にあった工場を2019年末までに、Casablanca市郊外の航空機産業用の Industrial Platform である MIDPARC 内に拡大移転する事を決定している。

2.5年の間に7社進出という数字は、東南アジアへの集中豪雨的な日本企業進出から比べれば、ゆっくりした進出と見做されるかもしれないが、日本から遠く離れたアフリカ大陸の西北端というモロッコの位置を考えれば、評価されるべき日本企業進出速度ではないかと思う。

進出分野も、当初の自動車産業関連一辺倒から、近年は「エネルギー・通信・IT・観光・

運輸・食料・等」の分野へ多様化する様相を見せており、日本企業のモロッコ進出もここへきて広がりを見せ始めていると言えるのではないかと。

2.2 モロッコの外国企業（日本企業）受入環境

「上記で述べた日本企業のモロッコ進出の背景に何があるのか？」について私なりの見解を以下に述べる。

(1) モロッコの政治・治安の安定

- モロッコは他の北アフリカ諸国が共和制であるのに対し、Mohammed 6 世国王陛下を頂く立憲君主制の国家である。

モロッコ王政の歴史は古く、最初の王朝であるイドリース朝ができたのは西暦780年と言われており、その後いくつかの王朝を経て、現王朝であるアラウイー朝が17世紀中頃にできて現在に至っている。

この立憲君主制という政治体制が、「アラブの春」の嵐がアラブ諸国に吹き荒れた際も、モロッコが政治的安定を保てた大きな要因であったのではと思われる。

- モロッコでは、国王の下、上院・下院から成る2院制の政治体制を敷いており、下院選挙で多数を取った政党の党首が首相に任命され、内閣を組閣する事になっているが、伝統的にモロッコでは少数政党が乱立している状況であるので、内閣は毎回複数政党の連立与党により組閣される。

「アラブの春」以降最初の下院選挙にて、それまで万年野党であったイスラム穏健派政党（PJD）が第一党となり、内閣を組閣、現在もPJDが率いる連立政権が内閣を組閣しているが、良くも悪くも政府の政策にはそれほど大きなブレは生じておらず、これがモロッコの政治を安定させている一因となっている。

勿論、国家運営の肝となる、治安・軍事・外交等については、国王がその実権を握っている事も、モロッコの政治が安定している大きな理由である。

- この様に安定した政治の下で、モロッコの治安は極めて良好に保たれている。

私の知る限り、最後にモロッコで起こったテロは、2011年4月のマラケッシュのカフェにおける爆弾テロで、この時は外国人観光客を含む16人が殺害された。

しかし、それ以降本日迄の8年超の間、一件のテロ事件も発生していない。

ではモロッコのテロのリスクはゼロなのかと言え、そんな事はなく、新聞紙面でも、わりと頻繁にテロ細胞の摘発・解体のニュースが掲載されている。

これが意味する事は、モロッコの治安当局の能力の高さである。モロッコの治安当局は国内のテロリスト予備軍の動きを掌握しており、事件が顕在化する前に予備軍を摘発し解体していると言う事である。

この点は、欧州、特にフランスやスペイン、の治安当局もよく承知しており、彼らは北アフリカにおけるテロリスト予備軍の情報をモロッコ治安当局から得ていると言われている。

又、テロリスト予備軍がイスラム教モスクとしばしば結びついている事実を踏まえ、モロッコ政府はモロッコ国内のモスクと、そのモスクで説教を行う説教師（イマーム）を掌握し、穏健派イマームの養成に力をいれている。

● テロ以外の一般犯罪の状況はどうだろうか？

在モロッコ日本国大使館によれば2013～2019年（～5月）の間のモロッコにおける日本人が被害に会った一般犯罪の状況は次の表に示す通りである：

| 年 | 犯罪件数 | | | | | | | |
|-----------|------|-------|----|------|-----|----|-----|----|
| | 強盗 | ひったくり | スリ | 置き引き | 空き巣 | 詐欺 | その他 | 合計 |
| 2013 | 3 | 5 | 6 | 0 | 1 | 1 | 2 | 18 |
| 2014 | 2 | 2 | 5 | 1 | 0 | 1 | 2 | 13 |
| 2015 | 5 | 5 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 15 |
| 2016 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 16 |
| 2017 | 3 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 2018 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 8 |
| 2019(～4月) | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |

上記は在モロッコ日本国大使館が把握した日本人が巻き込まれた一般犯罪なので、上記以外にも日本人が巻き込まれた犯罪があった可能性はあるが、たとえそれがあつたとしても、数はそれほど多くはないのではと思う。

どうだろうか？「多い時で20件弱、少ない時は10件未満」という状況は、例えばパリやロンドンでの日本人被害件数と比べれば、恐らく「非常に少ない」と言ってもよいのではないだろうか？

だからと言って、「油断して良い」という話ではなく、やはり外国で生活する以上、日本以上に身のふるまいや行動に注意する必要がある事は論を待たない。

しかし、上記Dataを踏まえれば、「モロッコの一般犯罪の状況は、決して深刻なものではない」と言ってもよいのではと思う。

(2) 穏健なイスラム教国

- モロッコの国教は勿論イスラム教であるが（国民の99%はイスラム教徒）、モロッコの憲法は宗教の自由を保障している。従い極めて少数ではあるが、国内にはキリスト

教やユダヤ教の信徒が存在している。事実、2011～2013年の間、私が住んでいたCasablanca市のアパートのすぐ近くにはユダヤ教のシナゴグがあって、毎週金曜日になると、ユダヤ教徒たちが例の格好をして礼拝に訪れて来ていたし、2013～2016年の間、私が住んでいたRabat市内のアパートのすぐ近くにはキリスト教の教会があって、毎週日曜日にはキリスト教徒達が礼拝に来ていた。

- 上記の通り、モロッコは間違いなくイスラム国家であるが、中東湾岸諸国とは異なり、イスラム教の戒律を厳格に守る事を押し付ける風潮は存在し無い。

その理由の一つは、やはり1912～1956年のフランス統治にあるのではと思う。

この約40年間に亘るフランス統治（統治と言っても、隣国のアルジェリアとは異なり、モロッコはフランスの植民地とはならず、一定の自治権を認められたフランス保護領であった）により、フランスの文化・風習がモロッコにもたらされたと思われ、それが、元来穏健な国民性と相まって、穏やかなイスラム国という現在のモロッコの特徴を作り上げたのではと思う。

- モロッコでは外国人が飲酒する事は基本的に問題ないし、勿論アルコールを持ち込む事も問題ない。モロッコではビール・ワインを製造しており、ワインは輸出産品となっている。

又、モロッコ人が飲酒しても、法律で罰せられることはないが、宗教的には好ましい行為ではないので、外国では飲酒するモロッコ人も国内では控える傾向にある。

(3) モロッコの良い労働環境

- モロッコの人口は約3400万人だが、64%が34歳以下で、600万人が18～35歳であり、若い労働力が豊富に存在している。モロッコの言語はアラブ語であるが、フランス語を話す人口は1000万人、スペイン語人口は600万人であり、近年は特に若者に於いて英語人口が急速に増加している。
- かかる状況下、モロッコの直接労務費は「Euro 1.55/時（2014年）」であり、「スペイン：Euro 21.3/時」「ポーランド：Euro 10.02/時」「トルコ：Euro 7.74/時」に比較しても、コスト競争力がある事がわかる。
- 又、モロッコの労働者は、特に女性労働者層に於いて、定着率が非常に高いと言われており、日本企業からみても、「職業訓練・教育を施すと、その成果を企業側が十分に得られる」状況にあると言われている。
- 労働争議も零ではないが、元来温和な国民性なので、日本企業に於いて深刻な労働争議が発生したという事例は今のところ存在し無い。
- 結論として、私がモロッコ駐在中に、モロッコに進出している日本の製造企業の幹部の方から聴取した「モロッコの労働環境は決して悪いものではない」と言うコメント

を報告して置く。

(4) 日本企業にとって構造的な問題が存在し無い事

- 勿論、実際にモロッコで日本企業がビジネス活動を開始すれば、日々の仕事の中で、様々な問題に遭遇する。しかし、それらの問題は、他の国でも、或は日本でも、遭遇する種類の問題であり、モロッコ固有の構造的な問題とは言えない。
- 重要な事は、モロッコでは日本企業の努力では解決できない様な構造的な問題（障害）が存在し無いと言う事である。端的な例は、モロッコに現地法人を設立する場合の法的規制である。モロッコでは外国企業が100%出資でモロッコに現地法人を設立する事が認められている。従い、モロッコに設立されている日本企業の現地法人もそのほとんどがモロッコ企業との合弁ではなく、日本企業100%出資（実際には、欧州等の第三国に設立されている日本企業の100%子会社が出資元となっている場合が多い）で設立されている。
- 隣国のアルジェリアでは、外国企業単独での現地法人設立は認められておらず、必ず現地法人との合弁会社の形態を取る必要があり、また外国企業の当該合弁会社への出資比率は最大で49%とされているのと対照的である。
- モロッコの通貨であるDH（ディラハム）は、いわゆる soft currency であり、ドル・ユーロ・円等の外貨と自由に交換できない通貨である。しかし、外国企業がモロッコに投資してビジネスを行った場合、そのビジネスの成果としての配当金の本国への送金、撤収する場合の資本金の本国への送金、等については、モロッコ政府がDHを自由に外貨に交換してモロッコ国外へ送金する事を保証している。
- この様に、モロッコでは日本企業の努力ではどうにもできない様な構造的な問題（障害）は存在し無い。2000年頃からモロッコに工場進出した矢崎総業・住友電装等の先発日本企業が、モロッコで20年近くビジネスを行っている事実が、これを物語っている。

(5) よく整備されたインフラと外国民間企業受入環境

- 安定した政治・治安・法律・労務環境の下で、炭化水素資源を（今のところ）持たないモロッコは、過去15年以上に亘り、平均経済成長率4%程度で持続的に経済成長を続けている。モロッコ経済にとって、農業は極めて重要で、農業の出来如何で経済成長率が大きく変動する。それゆえ、政府の農業振興には注力しており、近年では「Maroc Vert（英訳：Green Morocco）」と称する農業振興策を政府が鋭意推進している。
- 近年のモロッコ経済の発展で特徴的なのは、インフラの整備の推進と産業化（特に製造業）の推進である。元々国としては貧しいモロッコであるが、外国からの援助や融

資を上手く活用して、鉄道・道路・港湾・空港・発電所・送電網・上下水道・等の社会インフラの整備に注力してきている。

2018年10月のアフリカ大陸初の新幹線開業（Tanger - Casablanca 間約350km, 基幹システム・設備はフランスの TGV のものを導入, 最高営業速度は時速320km）はその象徴的なものである。

- アフリカ大陸最初の IPP（独立発電事業）はモロッコであったという事実はあまり知られていないかもしれないが、近年モロッコでは社会インフラ整備に民間活力を導入すべく PPP 方式によるインフラ整備が複数のインフラ整備分野で試みられている。
- この様なよく整備されたインフラを呼び水に、モロッコは外国民間資本、とりわけ製造業資本、のモロッコ誘致を活発に進めており、成功を収めている。モロッコの人口は直近でも3400万人程度と決して大きくないので、モロッコ市場だけを target にしたのでは外国民間企業もなかなかモロッコに進出しない事をモロッコも良く承知している。

そこでモロッコが打ちだしたのは、「欧州市場への Gate way としてのモロッコ」であったが、近年はこれに加えて「最後のフロンティアと呼ばれるアフリカ市場への Gate way としてのモロッコ」をセールスポイントにして、外国企業誘致を進めている。

- 上記は単なる言葉の遊びではない。モロッコは既に54カ国と FTA を締結済みであり、これら FTA 締結済みの国々の人口を合計して、「モロッコから10億人の market にアクセスできる」としている。

FTA で特徴的なのは、米国と FTA を締結している事で、アフリカ諸国で米国と FTA を締結済みなのは、現時点でモロッコだけである。

- 更に、モロッコ政府は、外国民間企業誘致の為に、Industrial Platform と呼ばれる一種の産業団地の整備に力を入れており、既に多くの Industrial Platform がモロッコ各地に整備されている（下記「表」参照）。

これら Industrial Platform も、輸出産業を main target とするもの、自動車産業を main target とするもの、航空機産業を main target とするもの、食品産業を main target とするもの、IT 産業を main target とするもの、等、多様性に富んでいる。

これら Industrial Platform の造成のコンセプトは、進出した外国民間企業が、すぐにでも製造事業を開始出来る様に、土地の造成、電力・水道などの Utility の供給体制の整備、道路や鉄道などの付帯設備の整備、等をパッケージで提供する事で、これを「Plug & Play」と呼んでいる。

| Industrial Platform 名 | 場所 | 主対象 | 関係日本企業 |
|-------------------------|------------|--------------------|------------------------------|
| Tanger Export Free Zone | Tanger | General | 住友電装／デンソー／タカダ等 |
| Tanger Automotive City | Tanger | 自動車産業 | 関西ペイント／古河電工／JTEKT／三井金属 ACT 等 |
| Logistic Free Zone | Tanger | 物流産業 | 日通 |
| Tetouan Shore | Tetouan | Offshoring | NTT Data |
| Oujda Shore | Oujda | Offshoring | |
| Atlantic Free Zone | Kenitra | 自動車産業 | 住友電装／矢崎総業／フジクラ／AGC 等 |
| Technopolis | Rabat | Offshoring | |
| Midparc | Casablanca | 航空機産業 | ミツバ |
| Casaneashore | Casablanca | General／Offshoring | |
| Fes shore | Fes | General／Offshoring | |
| Agropolis | Meknes | Agro industry | 矢崎総業 |

(6) 魅力的な投資インセンティブ

- モロッコ政府は、モロッコに投資する外国民間企業に対し、魅力的な投資インセンティブを用意している。
- モロッコの投資インセンティブ制度は、大きく分けて以下の3種類に分かれる：
 - (ア) モロッコ政府補助金
 - (イ) 税制上の優遇制度
 - (ウ) 職業訓練上のモロッコ政府補助
- ここでは、このインセンティブ制度を細かく説明する事は割愛するが、最も日本企業に関係が深そうな「Free Zone インセンティブ」の要点を以下に記す：
 - (ア) Free Zone インセンティブを享受する為の要件
売上の85%以上を輸出する事。
 - (イ) 法人税の優遇措置
最初の5年間は0%、その後の20年間は軽減税率8.75%（通常税率：30%）
 - (ウ) 輸入関税の優遇措置
全期間を通じて免税
 - (エ) VAT（付加価値税）の優遇措置
全期間を通じて免税

尚、投資金額が一定金額を超えた場合には、上記のFree Zoneインセンティブに加えて、政府補助金を享受できる。

3. モロッコ進出日本企業で日本人が働く場合のモロッコ法令上の注意事項

あまり紙面のスペースが無いので、要点だけ箇条書きにする。

3.1 労働許可と滞在許可

- 日本本社からモロッコに設立した現地法人・支店・駐在員事務所等に、日本人ビジネスパーソンが派遣され、モロッコで勤務する場合、「労働許可」と「滞在許可」の取得が必要となる。順番としては、先ず「労働許可」を取得し、これを踏まえて「滞在許可」を取得する形となる。「労働許可」は「雇用・職業統合省」が、「滞在許可」は警察が、それぞれ発給する。
- このうち、「労働許可」に就いて、注意すべき点を以下に記す：

(1) 60歳以上の外国人には労働許可は発給されない。

60歳以上の外国人には労働許可は発給されないので、モロッコで勤務する事はできない。その法的根拠は「労働法 Chapter VIII (定年年齢) の Article 526」であり、そこには「モロッコの労働者の定年は60歳」と記されている。

モロッコ政府は、この規定を基に、60歳超の外国人労働者には労働許可を発給しない事としている。

尚、モロッコに着任時点では58歳であったが、3年勤務している間に60歳を迎えるような場合は、60歳になってから労働許可を更新する場合、更新が認められる。

(2) ANAPEC Negative Certificate

ANAPECとは、日本のハローワーク（昔の職業安定所）に相当するモロッコ政府機関である。

モロッコ法人（日本企業のモロッコ現地法人を含む）が従業員を雇用する場合、ANAPECを通じて求人を行い、しかるべき手続きを経て雇用するのが原則であるが、例えば、モロッコ進出日系企業が、日本の本社から日本人従業員を受け入れて雇用する場合、ANAPECを窓口にした求人・雇用手続きを省く事が認められている。

但し、その要件として、雇い入れる本社からの派遣社員が、確かに本社から派遣されている事が証明されなければならない、その Evidence として「Certificate of Work（本社で働いていた事を証明する本社発行の証明書）」と「Certificate of Dispatch（その人間が、確かに本社からモロッコの現地法人に派遣される事を証明する証明書）」が必要となる。

ここで注意すべきは、モロッコの現地法人の出資者が、日本企業の欧州の現法であるのに、派遣されてくる人材は日本の本社の従業員である様な場合である。

この場合は、本社（欧州の現法）からの人員派遣とは見做されないので、下手を

すると ANAPEC Process を踏む事が必要となる。従い、この様な場合は、一旦派遣要員を欧州の現法に転勤せしめた格好を取るなど、工夫が必要となる。

3.2 個人所得税

- 「労働許可」「滞在許可」を取得し、モロッコに設立された現地法人・支店・駐在員事務所などで日本人ビジネスパーソンが勤務する場合、当然、モロッコの税務当局に対し、個人所得税その他の納税義務を負う事になる。勿論、モロッコでも、企業人の個人所得税は、企業側が源泉徴収して納税するので、日本人ビジネスパーソンが直接税務当局に納税する訳ではない。
- ただ、ここで注意すべきは、外国の本社からモロッコの現法・支店・駐在員事務所に派遣され、そこで働く外国人従業員の場合、モロッコで受け取る現地給与の他に、本国でも給与の一部を受領している事が殆どであるので、モロッコ税務当局は、本国で受け取っている所得も含めて、モロッコ税務当局に所得申請を行い、納税する事を義務付けている（いわゆる「全世界所得方式による個人所得税の納付」）。
- 外国で勤務する場合、逆に日本の国税には個人所得税を納付する義務はないので、個人所得税の二重払いにはならないが、モロッコで納付する個人所得税の方が、日本よりも多額になるのが普通なので、税負担感は強くなる。

約5年のモロッコ勤務・生活体験を踏まえて、とりとめのない事を書き散らしたが、皆様の御役に立てたら幸甚である。尚、文中の Data には間違いや古い情報が含まれているかもしれないが、その点は何卒御容赦頂きたい。

以上